

岡崎市議会議長 様

支出番号	
------	--

会派名	チャレンジ岡崎
代表者名	小田 高之

下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 旅 行 報 告 書

令和5年 03月 31 日提出

活動年月日	令和 4 年 8 月 18 日 (木) ~令和 4 年 8 月 19 日 (金)	
氏名	近藤 敏浩	
用務先 及び 内 容	1	用務先 滋賀県 大津市
	8月18日	内 容 JIAM「市町村議会議員研修 自治体予算を考える」
	2	用務先 滋賀県 大津市
	8月19日	内 容 JIAM「市町村議会議員研修 自治体予算を考える」
	3	用務先
		内 容
	4	用務先
		内 容
備 考		



令和4年度 政務活動旅行報告書

チャレンジ岡崎 近藤 敏浩

1. 視察日程

令和4年8月18日(木)～令和4年8月19日(金)

2. 視察先及び調査項目

- (1) 滋賀県 大津市 全国市町村国際文化研修所 (JIAM)
市町村議会議員研修 [2日間コース] 「自治体予算を考える」

3. 調査内容

■視 察 先：滋賀県 大津市 全国市町村国際文化研修所 (JIAM)

調査項目：市町村議会議員研修 [2日間コース] 「自治体予算を考える」

自治体予算の原則・制度、歳入・歳出予算の基本的事項について学び、それぞれの自治体の財政運営について理解し、的確な予算審議ができる能力の向上を目指します。

【講師紹介】

金崎健太郎 KANASAKI Kentaro

博士（社会工学）Ph.D. in Policy and Planning sciences

武庫川女子大学教授、総務省自治大学校客員教授、全国市町村国際文化研修所客員教授

京都府舞鶴市出身 京都大学法学部卒業

筑波大学大学院システム情報工学研究科博士後期課程修了

1992年自治省（現総務省）入省 佐賀県財政課長、佐賀県総括政策監、

和歌山市副市長、サッカーJリーグ（株）サガン・ドリームス取締役、

総務省選挙部企画官、札幌市財政局長、内閣官房内閣参事官、

東京大学大学院客員教授、関西学院大学法学部教授等を経て、

2020年4月から現職

【研修内容及び日程】

○令和4年8月18日（木）

11:00～ 入寮受付・昼食 12:30～ 開講式・オリエンテーション

13:00～14:00 講義 「自治体予算の原則」

予算の原則や編成の流れなど予算制度の解説。予算書の読み方やその機能を学習。

14:15～15:15 講義 「歳入予算の基礎とそのチェックポイント」

自主財源と依存財源、一般財源と特定財源などの歳入予算の基本的な構造や考え方、予算計上にあたっての留意点などの解説。歳入予算をチェックする際にポイントとなる事項などについて。



（本人のHPより）

15 : 30～16 : 30 講義 「歳出予算の基礎とそのチェックポイント」

歳出予算の基本的な構造と考え方の解説。歳出予算をチェックする際にポイントとなる事項などについて。

16 : 45～17 : 30 演習 「意見交換会」

各自が問題意識を持つテーマごとに分かれグループでの意見交換を行う。

18 : 00～ 交流会 (新型コロナウイルス感染症対応のため中止。)

○令和4年8月19日(金)

9 : 25～12 : 00 講義 「財政の現状把握① 財政診断」 地方公会計の活用～」

健全で持続可能な財政運営のため自治体財政の診断や分析の手法を学習。

「財政の現状把握②地方公会計の活用」

地方財政の適正化・効率化に貢献する地方公会計の基本的事項、地方公会計の活用について学習。

13 : 00～14 : 10 演習 「質疑・まとめ」

グループでの発表や質疑等を行い、受講者全員で情報を共有する。2日間の研修のまとめ。

14 : 10～14 : 25 閉講・事務連絡

【研修内容】

研修に使用された資料は公表されておらず著作権との関係上、著作権法で認められた私的使用のための複製(第30条)等以外は、いかなる方法や目的であれ、無断で複製や転送等を行わないようにとの記載がある。その点に十分配慮したものとする。

自治体予算の原則

● 予算とは 一般会計年度(4月1日～翌年3月31日)の歳入と歳出の見積り(法208①、210)

会計年度は独立 各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当。

総計予算主義 収入のすべてを歳入予算に計上、支出のすべてを歳出予算に計上。

◆ 歳入予算とは収入の見積り。

◆ 歳出予算見積りであると同時に、支出の限度と内容を制限する拘束力を持つ。

予算の意義

①自治体の行政がどのように行われるかを具体的に表現した一覧表

②住民を代表して議会が首長をコントロールする手段。(議決により首長に執行権を賦与)

③予算を通じて首長が行政執行をコントロール

④住民に情報提供、納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎

予算のルール

◆ 会計年度独立の原則 各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当

◆ 総計予算主義の原則 収入のすべてを歳入予算に計上 支出のすべてを歳出予算に計上

- ◆ 予算単一主義の原則 予算はシンプルに（単一の予算書、年1回の編成）
- ◆ 予算統一の原則 予算は統一的につくって執行（形式面、手続き面で一貫した秩序）
- ◆ 予算事前決議の原則 予算は、会計年度が始まる前に議会で議決
- ◆ 予算公開の原則 予算は、住民にオープンに

予算の編成から成立・執行まで

- 当初予算は約半年かけて自治体の全組織を挙げて作られる。市長に調整権、議会に提案、議会が可決。
 - 財政運営の統一、責任の所在の明確化。
 - 予算要求を財政部局が査定。8月ごろをサマーレビューといい新規要望はここまでに。

議会における予算審議

- 新たな款項を追加、継続費・債務負担行為等に新たな事業を追加する修正は発案権の侵害となる。
- 議会は長の予算の発案権を侵さない限りにおいて、増額議決ができる。（法 97②）増額とは：予算全体を増額、全体は変えずに各款項を増額。

予算の再議

- 法令により負担する経費や義務費の削減・減額の議決の場合、首長は再議に付さなければならない。
- その他予算に関する議決に首長が異議がある場合、再議に付すことができる。
- 再議に付された議決は、当該議決のときにさかのぼって効果を有しないこととなる。
- 非常災害対策または感染症予防費の削減減額議決は、首長は理由を示して再議の義務。議会がなお削減・減額したときは、首長は不信任の議決と見なすことが出来る。その場合議会の解散または首長の失職。
- 自治体財政健全化法案第17条、財政再生計画に係る再議。

予算を伴う条例案と予算の関係（法 222）

- 財政負担を伴う条例案 その他議会の議決案件は首長に対して議会提案の制限がある。
- 長は必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は議会に提出できない。

専決処分

- 専決処分の趣旨を逸脱する目的での行使は違法。予算のチェックポイント

予算編成から決算までの流れ

予算編成から決算までの一連の流れを説明。

予算議案

議案書の目次の説明。

予算に関する説明

資料の解説

歳入歳出予算

- 歳入：性質によって款に大別、各款中には項に区分。
分類は全国一律。款、項＝議決科目 目、節＝執行科目。
- 歳出 目的別に款に、各款中は項に区分 項の内訳は目的別に目、性質別に節に区分。
分類は全国一律。款、項＝議決科目 目、節＝執行科目。

予算その他

継続費 繰越明許費 債務負担行為 地方債 一時借入金の説明。

- 歳出予算の各項間の流用：歳出予算の各款の中で、項間での流用を認めるというもの 職員給与等について過不足が生じた場合への対処として定められる。
- 予備費：予算外の支出、予算超過の支出に充てるために計上が義務付けられている。議会が否決した使途には充当不可。

予算案のチェックポイント

1 予算全体への視点

- ① 予算規模（全体の俯瞰図を得る）
- ② 財源不足の発生の有無、その処理（会計年度独立の遵守）
- ③ 一般財源の確保の状況 ※ 一般財源：使途の特定がない財源 地方税、地方交付税など。

2 健全な財政運営の視点

- ① 将来の財政負担の見通しと抑制：毎年毎年議論が必要。
- ② 義務的経費の状況
- ③ 基金の積立・取崩しの状況
- ④ 行財政改革の推進

バランスが理想

3 予算に盛り込まれた政策・事業への視点

歳入予算の基礎とチェックポイント

歳入のチェックポイント

- 歳入に関する基本原則 地方財政法 3、4、4 の 2

翌年度以降も健全な財政運営ができることを視野に入れ毎年議論

- 【予算編成段階】 ・ あらゆる資料に基づく正確な捕捉
- ・ 経済の現実に応じた収入の算定

- 【予算執行段階】 ・ 適実且つ厳正な収入の確保

- 自主財源と一般財源

自主財源：自治体が自主的に収入しうる財源。反意語は依存財源。

【地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入】

一般財源：使途が特定されずどのような経費にも使用できる財権。反意語は特定財源。

【地方税、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金】

地方税：市町村税収の基幹税目は「固定資産税」と「市町村民税」

法人関係税は都市部への偏在のほか景気による収支変動が大きい。

市町村の歳入の約四割が市町村税。しかし約 2/3 の市町村はそれを下回る。

地方交付税：自治体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供し得る財源を保証。

標準的な財政需要を上回る自治体には交付されない（不交付団体）

地方交付税の仕組み

- ◆ 地方交付税の財源は、国税の一定割合＝地方固有の財源。

- ◆ 国税の形で国が変わって徴収。合理的基準で自治体に再配分。
- ◆ 地方交付税の種類：普通交付税（94%）特別交付税（6%）

➤ 地方交付税の交付期間 普通交付税 4月 6月 9月 11月 特別交付税 12月 3月
（毎年7月頃に年間交付額確定）

➤ 地方交付税の財源

所得税	×	33.1%	
法人税	×	33.1%	
消費税	×	22.3%	※地方消費税は除く
酒 税	×	50.0%	(1.7%)
地方法人税	×	100%	

地方交付税の算定方法

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{普通交付税額}}$$

基準財政需要額の説明も受けた。

臨時財政対策債について

- 地方交付税の機能： どの自治体でも一定のサービスを提供できるよう財源を保障。
- 国税5税の一定割合（法定率分）では 実際は、必要額が不足。
- 毎年度加算が行われ自治体に配分。

課税自主権

超過課税： 法定された標準税率と異なる税率を条例によって定めることができる。

法定外税： 条例によって法律に定めがない税を創立できる。総務大臣の同意が必要。

地方債

地方公共団体が 一会計年度を越えて行う借入。 反意語は一時借入金。

自治体の経費は地方債以外の収入でまかなうのが原則。よって発行対象経費の制限がある。

発行対象経費は 建設事業の経費 災害対応の事務経費 地方債の借換 地方公営企業の経費 出資金・貸付金。

法律による特例で発行できる経費 臨時財政対策債 過疎対策事業債 退職手当債。

地方債発行に関する制限

（制限されないものの理由の説明）

建設事業の経費	世代間の公平
災害対応の事務経費	予定外の経費金額も大
地方債の借換	新たに債務を増やすものではない
地方公営企業の経費	将来の利益からの返済が期待
出資金・貸付金	配当金元利償還金が戻る

臨時財政対策債 過疎対策事業債 退職手当債の発行は別途法律の規定が必要。

その他の歳入

分担金及び負担金・使用料及び手数料：単価の適正化、自動販売機設置の目的外使用料、広告収入の確保他。

財産収入：未利用の財産の積極的な活用、売却可能な財産の売却、基金の効率的な運用 ほか。
 寄付金：ふるさと納税のPR・利便性向上 ほか。

歳出予算の基礎とチェックポイント

歳出に関する基本原則

①住民のニーズの反映、地域課題への対応 ②事業の必要性・緊急性、費用対効果 ③行政改革の視点 ④次年度以降の展開への考慮 ⑤合理的な経費の見積もり など

歳出のチェック

目的別と性質別に分析

歳出のチェックポイント

◆ 義務的経費（人件費）

ラスパイレス指数：一つの自治体の給与水準（月額給与）を国家公務員と比較した指数
 学歴経験年数の差により影響を補完補正

◆ 義務的経費（扶助費）：生活保護 保育所の整備運営 小児医療費助成 障害者介護自立就労支援医療費補助など

◆ 義務的経費（公債費）：過去に発行した地方債の償還金

◆ 投資的経費：その水準は将来の交際費につながる

◆ 繰り出し金：後期高齢者医療事業会計 介護保険事業会計 国民健康保険事業会計 公営企業会計などへ 地方公営企業は独立採算が原則ただし繰り出し基準による負担区分ルールあり

令和4年度西宮市当初予算案をチェック

👉 実際の地方自治体の当初予算案を歳入歳出のチェックポイントに沿ってチェックしてみる。

演習：意見交換会

受講者を5～6人に分けグループで意見交換会を行う。

事前に提出したテーマに対して意見交換をする予定であったが、それぞれの自治体間で予算審議の進め方に違いがあり、情報共有に時間を割いたため、意見交換会に至らなかった。

提出テーマ：専決処分を認める基準はどう決めるべきか。

：決算審査において何を確認すれば良いのか。どのような数字を要求し審査するのか。

：決算が予算に反映されていない。そのため毎年同じことが指摘される。

：下水道の老朽化が進んでいて受益者負担として上げていない。負担をお願いすると料金が跳ね上がる。

：住民公聴会を活用し予算審議をしている議会の事例を聞きたい。

：住民に理解を促し誤解をさせないようきめ細かな情報提供の工夫を聞きたい

：予算審査にかかる議会での時間の少なさや、議員同士での意見交換の場もないので、一議員対執行部との質疑応答に終始しています。有志勉強会を持ってそれぞれの担当部署を決めたらいいと思っているのですが、早く終わらせたい議員が大半なのでそこまでには至っていません。議会改革の必要性を感じています。

：予算審査と同様に決算審査も一日で終わり、議員同士での意見交換は行われていません。今年行われまし

た自治体決算の基本と実践の議員研修にも参加しましたが、ほかの議会のように次の予算に関して物申すというようなまとめも行っていない状態です。

財政の状況把握① 財政診断

実質収支 歳入と歳出の収支は合っているか

- 形式収支 = 歳入決算額 — 歳出決算額
- 実質収支 = 歳入決算額 — 歳出決算額 — 翌年度への繰越財源
 - ◇ 黒字か赤字かを判断する際の中心

実質収支比率 歳入と歳出のバランスの程度を見る

- 実質収支比率 = (実質収支額 / 標準財政規模) × 100
 - ◇ 目安として 3~5% 程度が望ましいと言われている。

単年度収支 実質単年度収支

- 単年度収支 = 実質収支 — 前年度の実質収支
 - ◇ 実質収支を前年度と比較 増 → その年度では現金が余った。減は不足。
- 実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 — 財政調整基金取り崩し額
 - ◇ 実質単年度収支の赤字が継続すると次第に財政が 危険水域へ

財政力指数 財政面での豊かさの程度は

- 財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額 (過去 3 年間の平均値)
 - ◇ 財政力指数が高いことは 留保財源が大きく財源に余裕があるということ
 - ◇ 基準財政需要額 — 基準財政収入額 = 普通交付税額

経常収支比率 経常一般財源のうち、どの程度が経常的な経費にとられているのか

- 経常収支比率 = (経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源) × 100

実質赤字比率 健全化判断比率のうちのひとつ

- 一般会計・特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - 標準財政規模 (その団体の標準的な一般財源額)
 - ◇ 一般会計等の赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの
 - ◇ 早期健全化基準 市区町村財政規模に応じて 11.25%~15%

連結実質赤字比率 健全化判断比率のうちのひとつ

- 連結実質赤字額 (一般会計等の実質的な赤字額) + 公営企業特別会計の実質的な資金不足額
 - 標準財政規模 (その団体の標準的な一般財源額)
 - ◇ 公営企業含む全会計の赤字の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表したもの
 - ◇ 早期健全化基準 市区町村財政規模に応じて 16.25%~20%

実質公債費率 健全化判断比率のうちのひとつ

- (地方債の元利償還金A＋準元利償還金B－(特別財源＋A・Bにかかる基準財政需要額の増分)
 標準財政危機(その団体の標準的な一般財源額)－A・Bにかかる基準財政需要額の増分
- ◇ 準元利償還金Bは、公営企業の借金返済のうち一般会計等の負担分、一部事務組合の借金の返済のうち当該自治体負担分、満期一括償還の地方債の年割額、債務負担行為に基づく支出中の準公債費・利子補給金、一借利子
 - ◇ 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35% ※ 夕張市は 70%

将来負担比率 健全化判断比率のうちのひとつ

- (※) 将来負担額 — 基準財政需要額算入見込額
 標準財政規模(その団体の標準的な一般財源額) — 基準財政需要額算入見込額
- ◇ 一般会計等の借入金や、第3セクター等まで含めた将来支払っていく可能性のある負担額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの(将来の財政圧迫の可能性を表す)
 - ◇ 早期健全化基準: 都道府県・政令市 400%、市区町村 350%(平均 都道府県 171.3 市町村 24.9)
 - ◇ ※ 将来負担額①普通会計の地方債現在高②債務負担行為に基づく支出予定額③事業会計の地方債元利償還金への普通会計の負担見込額④一部事務組合等の地方債元利償還金への負担見込額⑤職員の退職手当の普通会計負担見込額⑥第三セクター等の負債にかかる負担見込額⑦連結実施赤字額⑧一部事務組合等の連結赤字額のうち通会計負担見込額

財政の状況把握② 地方公会計の活用

◆ 地方公共団体と民間企業の会計の違い

- 地方公共団体の会計処理原則は現金の収支に着目した現金主義会計であり、一方、民間企業の会計処理原則は経済事象の発生に着目した発生主義会計である。現金主義会計は現金支出を伴わないコストの把握ができない、そこで地方公共団体の会計に現金主義会計に加えて発生主義会計を取り入れることで減価償却費、退職引当金等のコスト情報が見える化できる。
- 地方公共団体は経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う単式簿記の手法で行う。一方、民間企業は経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う複式簿記の手法で行う。そこで地方公共団体の会計に単式簿記に加えて複式簿記を採り入れることで資産等のストック情報が見える化となる。

◆ 地方公共団体における 財務諸表の作成

- 現金主義会計・単式簿記では見えにくいフローとストックの情報を明らかにすることで財政の透明性を向上。
- 平成18年から地方公共団体に連結ベースでの財務書類4表の整備が、さらに、平成28年度決算からは統一的な基準による財務書類の作成が求められている(平成31年までに)
- ◇ 財務書類4表は①貸借対照表②行政コスト計算書③純資産変動計算書④資金収支計算書

◆ 地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

- 地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって公共施設等のマネジメントを

より効果的に推進することが可能となる。人口減少など社会状況の変化が予想される地方公共団体にとって公共施設の適正管理はより一層重要となる。

演習：まとめ・質疑応答

講師は、財政的に危険水域にある地方公共団体の状態の見える化のために会計のルール作りに携わった経験を持つ方で、それだけに講義は的確で分かりやすかった。講義の内容については質疑の隙を与えない、そんな印象を受けた。質疑に立った受講者は自らの意見を述べていたようであった。予定されていた受講者発表も印象にない。

【研修を受講しての感想】

自治体予算の原則・制度、歳入・歳出予算の基本的事項、財政診断について良く学べた。今後もそれらについての学習を続け、岡崎市の財政運営について理解し、的確な予算審議ができる能力をさらに身につけたいと考える。

市議会議員となって二年が経過しようとしている今となって、初めて予算の基礎とチェックポイントや、財政診断の方法などについて研修を受けた。もちろん、どの用語も一度は目にした事のあるものばかりではあるが、書籍やインターネットで調べた時よりも、実際に研修を受けた今の方がより一層深い理解を得られたものと思う。コロナ禍の中とはいえ、市議会議員となってすぐにこの研修を受けられなかったことが悔やまれる。受ける価値のある、受けるべき研修であったと思う。他の市議に受講を相談されたとしたら、まよわず、受けると良いと答えるつもりである。